

# ヌジとアラプハの文書（紀元前14世紀） における女性と土地について

ブリジット・リオン\*  
渡井葉子 訳  
唐橋文

文献資料の観点における、紀元前2千年紀の古代オリエント世界の特徴の1つは、一族のアーカイヴ（文書群）が豊富なことである。粘土板文書は個人の家の中から発見されることが多いのだが、これらは数世代にわたって蓄積され、大事に保管されたものである。というのも、それらの多くは財産の所有状況に関係しており、その所有権を証明するために必要であるからだ。不動産は最も高価な財産であり、土地購入の契約書は買い手によって保管され、その後、相続により子孫に引き継がれた。

こうした取引は男性の間で行われることが多く、そのため、女性は男性に比べて文書に出てくることが少ない。しかし、時代や場所によっては、女性もまた不動産の所有権を持つことができた。

本稿はヌジ文書に関する研究である。ヌジはイラク北部の遺跡で、ここからは紀元前14世紀の粘土板文書がおよそ6000枚発見されている。そのほとんどは住居跡から発掘された。さらに、同じ時代に、ヌジから北東約15kmのところにあるアラプハ（現在のキルクークのあたり）で作成された数十枚の粘土板文書が、20世紀初頭に盗掘によって発見されている。この一群の文書資料は、女性たちが、耕地、果樹園、家に及ぶ不動産を所

---

\* Brigitte Lion（シャルル・ド・ゴール＝リール第3大学教授）。

有できたことを示している<sup>1)</sup>。

男性と全く同じように、女性も不動産を購入したり受け取ったりしていたことが、このヌジ文書において証明される。父親から土地を相続する娘もいれば、養子縁組や、より例外的ではあるが、購入や贈与といった手段で土地を手にする女性もいた。土地を抵当に取っている場合もあり、機会があればそれを手に入れることもあったに違いない。また嫁資も女性特有の土地獲得の手段であった。

他方、女性が、取引に関与する際すでに土地を保有している場合もあった。例えば土地を誰かに譲渡したり、土地を抵当に融資を受けたりする者がいた。しかし、彼女たちがどのようにその土地を手に入れたのかわかるとは限らない。

本稿は、どのような場合において女性の不動産所有者が見出されうるかについて検討する<sup>2)</sup>。

## 1. 家族の間での財産譲渡

家族の中での財産譲渡は、常に粘土板文書に記録されたわけではない。相続問題は、たいていの場合、その土地の慣習で解決できたに違いない。ヌジでは数十枚の遺言書が見つかっているが、それらは必ずしも普通の相続を記録しているわけではなく、それどころか逆に、遺言者の妻を守るとか、子孫たちの間で遺産の取り分を非常に厳密に分配するというような、特別の目的があったといえる。しかしそれでも、一般的な傾向は見出せる。全体的に見て、遺産はどちらかといえば息子に相続され、それに対して、娘が受益者として言及されることは稀だった<sup>3)</sup>。

しかしながら、この慣例に当てはまらない例もあり、さまざまな方法で娘に財産、特に不動産を遺した父親もいたことが分かるのである。

### 1.1. 父親によって「息子として養子縁組された」娘たち

3枚の粘土板文書には、特殊な慣行が記録されている。それは、ある男性が、ひとり、もしくは複数の娘を「息子として<sup>4)</sup>」養子にする、というものである。このような擬制によるジェンダーの変更は、娘たちに男児の立場を与えるためのものであった。これらの文書のうちの2つ（Sumer 32 No. 2<sup>5)</sup>およびYale No. 6<sup>6)</sup>）は遺言書（*tuppi šimti*）であり、3つめ（HSS 19 60+EN 10/2 172<sup>7)</sup>）は、ある女性とある男性の間の合意文書（*tuppi tamgurti*）である。これらの文書に関してはすでに多くの解説がなされているので<sup>8)</sup>、ここで改めて詳細に論じる必要はなく、土地の譲渡に関するいくつかの点を強調するにとどめておく。

この3件において、娘の地位の変更は、実際のところ、不動産所有権の相続に明らかに関係している。Sumer 32 No. 2では、Taya の息子 Uthap-Tae が次のように申し立てている。「我が娘 Šilwa-Turi（訳注：'は女性の名前を示す）を私は息子として養子に迎える。私の耕地、家、家財道具、所有地、家畜、およびAlta 地区、Anzukalli の町、Unzuru の町、Tarkur-rampe 地区、Matiha の町において私が所有するあらゆるもの、（この粘土板文書に）記録されている限りのすべてのもの、都市と、大小様々な町におけるすべて、…、我が父 Taya（からもたらされた）、都市と様々な町にある相続財産のうち私の取り分すべてを、私は、息子として養子に迎えた娘 Šilwa-Turi に与えた」（ll. 5-7）。もう1つの遺言状 Yale No. 6 は、アラブハで作成されており、Wullu の息子 Pui-Tae が3人の娘を息子として養子にしている。粘土板文書は破損しているものの、彼が娘たちに動産も不動産もすべて与えていることは明らかである。「私は、以下、私の耕地、[家]、私の持ち物すべてを、我が娘たちに〔与えた〕」（ll. 9-11）。そして HSS 19 60+EN 10/2 172 では、「Annuni という女性がこのように説明している。「我が父 Puhiya は、耕地、家、彼が所有しているすべてのもののために、私を息子として養子にした。私の〔父〕は、私〔にそれを〕与えた」（ll.

9–13)。彼女はその後、Atal-šenni の息子 Paikku にその財産を譲っているが、このことは、彼女がその財産を自分の意のままにできたことを証明している。

男性の地位が女性に与えられるという行為は、おそらく息子の不在によって説明される。したがってこれらの文書は、相続財産（動産もだが、主に不動産）が、もし存在するのならば男児に好んで譲られていたことを示している。K. Grosz は、Yale No. 6、もしかすると Sumer 32 No. 2 でも、娘（たち）に有利な遺言書を作成した父親には兄弟がおり、父親は、自分の死後、兄弟（娘にとっての叔父）たちが孤児になった姪の後見となり、財産を着服し、彼女たちが結婚する時に財産全体より少ない価値の嫁資しか与えない、という事態を阻止するために文書を作成させた、と指摘する<sup>9)</sup>。Yale No. 6 では、文書の続きから、父親が娘たちに譲った財産が複数のところから受け継がれたものであることがわかる。それだからこそ余計に、こういった種類の遺言書を作成することが必要だったのかもしれない<sup>10)</sup>。娘のジェンダーを変更することで、娘を、息子と同じ資格で相続人にすることができ、もし擬制がなかったら権利保有者として名乗りを上げる可能性のあった者たちを、排除することができたのである。

これは、擬制なしには娘たちが土地を受け取ることができなかつたということなのだろうか。そうではない。というのも、息子として養子縁組されることなしに娘たちが土地を相続している証拠も多く存在しているからである。

## 1.2. 土地の相続人としての女性

遺言に関する粘土板文書において、一族の父親たちは財産を分配し、各相続人たちの取り分が正確に記録される。ほとんどの場合、娘は全く言及されていないが、それは娘がいなかったことを証明するわけではない。分割相続の際には娘たちは考慮されず、書類に書き残す必要もないような、より価値の劣った財産を、嫁資あるいは相続という形で受け取っていた可

ヌジとアラプハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）能性もある。K. Groszによると、娘たちは、結婚によって父の家系を外れ、配偶者の家族に加わるため、土地にはあまり関与しなかった。子供たちは母親の家系でなく、父親の家系に属する。したがって、娘に土地を与れば、それは子供に受け継がれ、結局他の一族が得ることとなり、世襲財産を失うことになる<sup>11)</sup>。

しかし、こうした一般的なルールにもかかわらず、娘たちが不動産を含む相続財産の一部を受け取る場合も見られる<sup>12)</sup>。

### 1.2.1. 娘が唯一の相続人である場合

この状況は、たった1つの遺言書（HSS 19 29<sup>13)</sup>）から知られている。この遺言書は、Tai-Tillaによって娘‘Akam-menniのために作成されたものである。彼女は、不動産に関して言えば、合わせて面積3+[x]（訳注：もしかすると3以上の数字かもしれないが粘土板文書の破損のため不明）ANŠE 1 GIŠ. APIN（5.4ha以上に相当。なお、ANŠE, GIŠ.APINは面積の単位。巻末の対応表参照）の2区画の耕地と、3軒の家を含む遺産の全てを受け継いでいる。

もっとも、この遺言書には、もしTai-Tillaが後になって息子をもうけたら、‘Akam-menniは1 GIŠ.APIN（1800m<sup>2</sup>）の耕地と家1軒しか受け取れず、息子が残りを相続するとはっきり書かれている。このことから、この家族では、もし男児と女児がいたとすればどのように分配されるのかが見て取れる。つまり、娘は3軒の家のうちの1軒と、父親の所有地の30分の1にも満たない、それどころかもっとずっと小さいかもしれないよう（訳注：前出の面積の数字が一部破損していて、復元した3よりもっと大きい数字である可能性があるため）、小区画の耕地を受け取ることになるのだ。

この場合、息子として養子縁組された娘たちとどのような違いがあるのか。なぜTai-Tillaは、擬制に頼る必要がなかったのかーもしくは、逆に、

娘を相続人にするのに擬制が必要ないならば、なぜそれをする父親たちがいたのだろうか。J. Paradise は、Tai-Tilla が娘に男性の地位を与えなかつたのは、彼がまだ息子をもうけることを望んでおり、「(もし息子が生まれたら) 娘の権利が息子の権利と衝突することになる」から、と考える<sup>14)</sup>。息子として養子縁組された娘たちの状況は元に戻せないが、この条項を含まない遺言書なら、別の起こりうる可能性をも視野に入れることができたのだ。

### 1.2.2. 共同相続人としての娘

別の遺言書では、相続する娘たちには兄弟がおり、彼らと財産を共有している。以下、網羅的ではないが、いくつかの例を挙げてみよう。

Tamar-Tae の息子 Zike は、彼の遺言書（HSS 19 1<sup>15)</sup>）で、財産を 5 人、おそらく娘 2 人、息子 3 人の間で分割している。相続の内容は明らかにされていないが、土地が含まれていたと推測できる<sup>16)</sup>。

JEN 443<sup>17)</sup>は、Kuzzi の息子 Šatu-kewar が、娘 Niširpi のために作成した遺言書である。彼は娘に（複数の）家、銀、詳しい内容は残っていないが他の財産を与えている。この粘土板文書が遺産全体を表しているかどうかはわからない。が、Šatu-kewar には、Qištiya という息子もいたことが分かっている。というのも、別の契約書 JEN 417, ll. 10-11 には、息子・娘の 2 人が証人として登場しているからだ。したがって、Šatu-kewar は、JEN 443 とは別の遺言書で息子のための相続手続きをしていた可能性もある。

HSS 19 21<sup>18)</sup>は、Hampizi が、Maršušše と Uššaya という、彼の娘と思われる 2 人の女性のために作成した遺言書である。彼は彼女たちに、（面積は破損して残っていないが）ヌジにある更地（paihu）を与えている。この土地は kitru<sup>19)</sup>、つまり遺産の他の部分とは別個の贈り物として表されている。一方、Hampizi は他にも土地を所有しており、これはおそらく息子たちのために確保されていた。というのは、Hampizi に息子が 2 人いるこ

ヌジとアラプハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）とが、別の粘土板文書から知られているからである<sup>20)</sup>。HSS 19 46<sup>21)</sup>では、Hampizi は息子 Zikanta に妻を娶り、彼を主相続人としている。彼はこの息子に、不動産を含め、全財産のうち（他の息子の）2倍の取り分を与えている。

1つの同じ粘土板文書に、息子と娘の間の不平等な分割が記されている文書もある（Gadd RA 25 No. 5<sup>22)</sup>）。Našwe は養子 Wullu の4人の息子に、動産も含めて遺産の大部分を与えていている（ただし動産に関しては詳しくは書かれていません）。彼らの妹の 'Akap-šušše が受け取っているのは、1 ANŠE (1.8ha) の土地と 7ammatu × 5ammatu (3.5m × 2.5m) の「家」だけだが、土地は長兄の管理下に置かれていたと思われ、「家」は、その大きさから見て兄の家の一室であろう。

HSS 19 12<sup>23)</sup>でも同じ状況が見られる。これは、'Yamaštu という女性が子供たちのために作った遺言書である。息子の Hutiya が遺産の大部分を相続しており、2人の娘 'Unduri と 'Nupen-naya は、それぞれ、家畜小屋 (*hurizu*) 1つずつで我慢しなければならなかった。'Yamaštu 自身がどのようにこれらの財産の所有者になったのかは分かっていない。

これ以上の例を挙げるまでもなく、一般的な傾向は非常によく見て取れる。息子がいるときには、父親あるいは母親が娘たちに不動産を譲ることを妨げるものは何もない。しかし、その場合、娘たちが受け取った分は非常につつましく、家やわずかな面積の耕地くらいのものだった。耕地は息子に優先的に譲渡された。

### 1.2.3. 婿養子と、娘のための手続き

娘たちの相続に関しては、男性が養子を取り、娘と結婚させる際に作成された粘土板文書においても言及されている。これは実の息子がない一家の父親が行うものであり、こうした粘土板文書は、同時に、新婚夫婦への財産譲渡を証明するものでもあった。不動産に関して言えば、女性が受

益者となっている、非常に異なる2つの例がある。

HSS 19 51<sup>24)</sup>では、*Kelip-ukur*は*Arim-matka*を養子にし、彼を娘*Taduni*と結婚させている。娘と婿は、耕地や家を含む彼の財産の全てを相続する。しかしそれは*Kelip-ukur*に息子が生まれなければ、という条件でのことであった。息子が生まれた場合には、この*Kelip-ukur*の実の息子が長男、つまり主相続人とされる。もし*Kelip-ukur*に息子が生まれなければ、分割は婿と娘の間で行われる。婿は、普通は長男の取り分である、（他の兄弟の）2倍の取り分、つまりここでは財産の3分の2を取り、娘は3分の1を受け取る。

HSS 5 67<sup>25)</sup>においては、*Šuriha-ilu*が*Šennima*を養子に迎え、彼に、耕地や家といった不動産を含む全財産を譲っている。*Šuriha-ilu*は*Šennima*に娘*Kelim-ninu*を妻として与える。その後財産は、*Šennima*と*Kelim-ninu*の息子に受け継がれることになる。もし息子がおらず娘しかいなかったら、娘が相続する。つまり*Šuriha-ilu*は、女の子（彼にとっての孫娘）が、その父親の唯一の相続人となる可能性をあらかじめ考えているのだ。彼自身、おそらく息子はおらず一人娘の父親であったから、まさにそのケースに当たるわけである。娘に全てを遺贈するという選択肢もあったが、彼は婿を取り、相続人に対することを選んだ。しかし、その後、婿養子の*Šennima*は、義父の意思を守らなかった。彼は実弟である*Ar-Zizza*を養子にし（HSS 5 59<sup>26)</sup>）、*Šuriha-ilu*から受け継いだ遺産を全て譲るのである。全てを受け継ぐべきであった彼の娘は、1 ANŠE（1.8ha）の耕地で我慢しなければならなかっただ…しかしそれもまた、彼女の死後には、叔父である*Ar-Zizza*のものになることが決められていた<sup>27)</sup>。

#### 1.2.4. 娘以外の立場の女性（姉妹、妻）が相続人の場合

遺言書には、家族の他の立場の女性が不動産の受益者として言及されることもある<sup>28)</sup>。*Zike*の息子*Ar-Zizza*<sup>29)</sup>が4人の息子たちのために作成し

ヌジとアラプハの文書（紀元前14世紀）における女性と土地について（渡井・唐橋）た遺言書 HSS 19 18<sup>30)</sup>では、わずかな取り分が彼の姉妹たちのうちの2人に与えられている。それは耕地 1 ANŠE 6 GIŠ.APIN（2.88ha）と、「ゲストハウス<sup>31)</sup>」（これは Ar-Zizza 自身その父親から相続したもの）である。しかし彼女たちの死後、それは息子のひとりのものになることになっていた。したがって彼女たちが持っていたのは用益権のみであり、それらの不動産を自由にできない以上、完全な所有権というものは持っていないかった、と言える。

妻はしばしば遺言書に言及されるが、妻の場合もまた、受け取る財産（不動産が含まれる場合もある）の完全な所有権を手に入れたわけではなかった。妻は子供たちのためにそれらを保持するのであって、彼女の意のままにすることはできなかった。Akawatil の妻 'Bekušhe の遺言書（HSS 5 74<sup>32)</sup>）では、夫から譲られた財産が、2人の養子（実際のところは夫の兄弟と甥）の間で分配されている。したがって、彼女は取り分の分配において、ある程度の自由を有していたと言える。HSS 19 28<sup>33)</sup>においては、'Azuli は夫から耕地と家を受け取っている。そこには、もし彼女の養子になった夫の息子たちが、彼女の面倒を見なければ、彼女は財産を彼女の望む者に与えることができると明記されている。これは、逆に言えば、もし養子が彼女の面倒を見れば、彼女は、彼らの父親の財産を彼らに譲らなければならないということであると考えられる。

HSS 19 26+<sup>34)</sup>において、'Zilim-naya は、彼女が夫と父親からそれぞれ譲渡された財産を、息子たちの間で分割している。この粘土板文書はひどく破損しているが、彼女の所有物がどこからもたらされたかが明記されているのは、もしかすると彼女が相続で受け取ったものに対して非常に大きな自由裁量権を持っていたからかもしれない。

### 1.3. 嫁 資

土地を入手するための女性特有の手段は、嫁資である<sup>35)</sup>。これは、父親、

兄弟、もしくは義兄弟から譲られるものである。嫁資は、ヌジでは *mulūgu* もしくは *mulūgūtu* と呼ばれるが、文書ではほとんど言及されていない。もしかすると、それは大抵の場合、動産で構成され、粘土板文書に記録する必要とはみなされていなかったのかもしれない。その反面、不動産を含む嫁資の例が 5 件知られている。この小さな文書グループには、*mulūgu* という言葉が登場しない HSS 19 76 も加えられる。この文書では、ある男性が、娘 <sup>‘</sup>Aššuanašši を「妻の立場で (ana aššūti)」、ある女性に（その女性の弟の結婚相手として）与えている。<sup>‘</sup>Aššuanašši は「彼女の粘土板文書と、その粘土板文書に記された耕地」とともに与えられているが、この土地はおそらく嫁資にあたる<sup>36)</sup>。さらに HSS 19 71 は、父親から娘 <sup>‘</sup>Uriaše への贈与の文書であるが、おそらく父親の死後、彼女の兄弟によって遂行されたものである。この文書ははっきりと結婚に言及していないが、この若い女性は兄弟に、土地の代わりとして動産を渡している。これは嫁資の譲渡の際に頻繁にみられる習慣である。

実際のところ、HSS 19 71 と同様、他の 4 件において、受益者である女性が父親（もしくは兄弟、義兄弟）に NÍG.BA（アッカド語で *qīštu*）「贈り物」と呼ばれる財産を与えている。歴史家たちは、この贈与を counter-dowry（嫁資返し）という語で表す。E. A. Speiser, C. Gordon, J. Fincke は、このような動産と土地の交換を、「偽装養子縁組」（訳注：相続の形をとった不動産譲渡もしくは売買）と考えた。これも、土地を譲渡された養子から、養い親へ渡される「贈り物」NÍG.BA を伴うからである<sup>37)</sup>。もっとも、2 つの文書（Gadd RA 23 No. 31, SCCNH 7 6）では、土地が妹として迎えられた女性に譲渡されている。土地を譲渡するために女性を養子とするのは全く問題がないのに、なぜこの 2 件では偽装養子縁組の定型が使われていないのかは不可解である（§4.1 参照）。一方、HSS 19 76 と HSS 19 108 + EN 9/1 139 の 2 つの文書では、女性は嫁資返しを全く納めていない。表 1 は、これらの粘土板文書に記載された主要な情報をまとめたもので